

環境農政課

空家等の適正な管理をお願いします

空家等の管理を放置していませんか？
空家等を所有又は管理されている方は、周辺の環境に悪影響を及ぼす空家等とならないよう、適切に管理していただくようお願いいたします。



(写真出典：国土交通省)

「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、空家等の所有者や管理者の責務として空家等の適切な管理に努めることや、管理不全が原因で周囲に著しい影響を及ぼしている特定空家等に対して行政が「助言」や「指導」、「勧告」、「命令」等を行うことができることなどが定められています。

法律上の文言の定義や所有者の責務等についてご紹介します。

Q1 「空家等」とは、どんなものをいいますか？

法律に規定する「空家等」とは、常に誰も住んでいない住宅

などのほか、それに付随する物置などの工作物やその敷地が含まれます。

Q2 「特定空家等」とは、？

法律に規定する「特定空家等」とは、次のような状態の空家等をいいます。

- ① 放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態となるおそれのある状態
 - ② 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
 - ③ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
- 空家を放置すると、特定空家の状態になってしまいます。放置した空家は、周辺住民に大きな不安や迷惑を与えることとなりますので、適切に管理しましょう。

Q3 「特定空家等」に該当する状態にしないためには、何をどうすれば良いのですか？

建物や門扉をきちんと施錠し、定期的な建物の確認や、敷地内の雑草の除草、樹木の剪定をお願いします。

家は、人が住まなくなると、傷みが早くなります。定期的な風を通し、傷んだ場所があれば補修をしてください。

建物の補修をしても外観や構造物が保てない場合には、解体が必要になる場合があります。専門業者にご相談ください。

Q4 所有者等にはどのような責任があるのでしょうか？

空家等は個人の財産ですので、所有者等は適切に管理する責任があります。もし、建物の倒壊等や建築部材の飛散、落下などにより近隣の家屋や通行人などに被害を及ぼした場合は、その空家建物の所有者等は損害賠償など管理責任を問われることもあります。



Q5 町はどのような対応をしてくれますか？

町では、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼす特定空家等に関して、所有者等に対し、法律及び条例に基づき、助言や指導を行います。空家状態の改善が進まないときは、勧告や命令等を行う場合があります。

① 調査 (法第9条)

(特定空家等の状態)

- ② 助言・指導 (法第14条)
- ③ 勧告 (法第14条)
- ④ 命令 (法第14条)
- ⑤ 代執行 (法第14条)

「代執行」とは、所有者等が命ぜられた措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても期限までに完了する見込みがないときに、行政執行法の定めるところにより町が行うものです。その費用は町から所有者等に請求することになります。

Q6 上記③勧告を受けた場合、どのような対応をしますか？

勧告を受けた場合には、地方税法の規定に基づき、当該特定空家等に係る敷地について固定資産税等の住宅用地特例(軽減措置)から除外されます。

Q7 空家から生物の気配がするのはなぜですか？

アライグマなどの外来生物にとって、空家は格好の住処です。外来生物が棲みつくこと、空家の損傷が進むだけでなく、農作物にも被害をもたらします。空家と隣接する土地の適正な管理をお願いします。

問合せ 環境農政課 空家対策担当

☎ 62-0719

重点施策3

里山保全を通じた環境教育・観光の推進

- ・皆さんの取組
- ・里山保全活動への参加
- ・自然観察会等への参加
- ・身近な自然へのふれあい等

重点施策4

低酸素型まちづくりの推進

- ・皆さんの取組
- ・公共交通・自転車の積極的な利用等
- ・皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

環境農政課 高効率給湯器、太陽光発電システム機器の補助金について

町では、地球温暖化防止に配慮した設備を新規に設置する町民の方に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

- ・太陽光発電システムと高効率給湯器等は重複して申請することはできません。1住宅につき、1種類、1回限りとします。
- ・工事着手の2週間前までに、必要な書類を添付してご提出ください。

対象設備並びに補助限度額

種類	金額
住宅用太陽光発電システム機器	50,000円
ヒートポンプ型給湯器	50,000円
潜熱回収型給湯器	20,000円
ガス発電給湯器	50,000円
家庭用燃料電池	50,000円
太陽熱温水器	30,000円

申請の際には期限に間に合うよう十分にご注意ください。詳しくは担当までお問合せください。

問合せ 環境農政課 みどり環境担当 ☎ 62-0719

環境農政課 犬の登録と狂犬病予防注射について

犬を飼う場合は、生涯1回の登録と毎年1回(4月1日から6月30日の間)の狂犬病予防注射が義務づけられています。生後91日以上の子犬を新たに飼い始めた方は狂犬病予防注射を済ませ30日以内に登録をしてください。なお、動物病院で個別による予防注射を受けた場合には、動物病院より交付された注射済証を環境農政課窓口へ提出していただき、町より交付された鑑札と狂犬病予防注射済票を犬の

首輪等につけてください。各種手数料

登録(鑑札交付) 3,000円、注射済票(注射済票交付) 550円、鑑札再交付1,600円、注射済票再交付340円。

犬の転入・転出

転入の場合、前住所地で交付を受けた鑑札を持参して、30日以内に届出をしてください。転出の場合、環境農政課窓口で犬の登録事項変更届を提出し、転出先へ届出をしてください。

電話で届出するか、死亡届を窓口へ提出してください。

問合せ 環境農政課 みどり環境担当 ☎ 62-0719

環境農政課 狩猟免許(町の有害鳥獣捕獲の協力者に限る)取得に係る費用の一部補助のお知らせ

近年、町内において、イノシシによる農作物被害が多数報告されています。一方で、捕獲の担い手は、不足・高齢化している状況です。狩猟免許取得に係る費用の一部を補助します。

補助を受けて狩猟免許を取得いただいた方は、町の有害鳥獣

環境農政課 「特別企画(一日限定)『千年の苑』ラベンダーの摘み取りができます!

鎌形地内の千年の苑ラベンダー農場では、遅咲きのグロッソが満開です。ハーブの女王と呼ばれるラベンダーにおいて、グロッソは最も香りの強い品種で、お茶・ドライフラワー・ポプリ・ステイック・入浴剤などに活用できます。摘み取り体験をしてみませんか。ラベンダーは、お持ち帰りいただけます。

日時 7月8日(土) 9時~12時 雨天中止

場所 千年の苑農場(嵐山溪谷パーベキュー場東側)

※お車は臨時駐車場へ
費用 無料(予約不要)
持ち物 はさみ・手袋・ビニル袋・長靴・帽子等
問合せ 環境農政課 農業振興担当 ☎ 62-0719

環境農政課 考えてみませんか? 身近な環境保全の取組について

町では、平成23年度に「嵐山町環境基本条例」及び「緑・清流・オオムラサキが舞う嵐山町ストップ温暖化条例」を策定しました。この条例の基本理念の実現に向けて、「嵐山町環境基本計画」が策定されています。計画では、「緑と清流 オオムラサキが舞う 自然豊かなまちらんざん」を将来あるべき姿として位置づけています。身近な環境を守るために、皆さんにもご協力をお願いしたい取組をご紹介します。

重点施策1

再生可能エネルギーの面的展開

「皆さんの取組」

- ・自宅への太陽光発電システムの検討・導入
- ・地域の事業主体からの太陽光パネル購入
- ・町民発電所等の検討等

重点施策2

省エネルギーの推進

- 「皆さんの取組」
- ・省エネルギー行動(ソフト対策)の推進
- ・省エネルギー率の高い家電製品の購入
- ・うちエコ診断等の受診等



思いっきり楽しみましょう!!

環境農政課 「観光果樹園ふるさと」新鮮果実の摘み取り体験「ブルーベリー狩り編」

大字古里にある「観光果樹園ふるさと」のブルーベリー狩りが今年も開園しました。ブルーベリーは繊細で、鮮度を保つのが難しい果物といわれています。その場で食べることでできる摘み取り体験は、ブルーベリー本来のおいしさを味わう最高の食べ方です!

多くの方のご来場をお待ちしております。

時間 8時~17時
※7月~8月下旬まで開園(開園期間中は無休、雨天休園)
場所 観光果樹園ふるさと 大字古里(中村ガソリンスタンド付近)
費用 500円(食べ放題)
その他 仮設トイレあり